北海道教育大学学術リポジトリ
Hokkaido University of Education Repository
国立大学法人 北海道教育大学
HOKKAIDO UNIVERSITY OF EDUCATION

四十五日の方違は大将軍神を忌むことをめぐって
―『蜻蛉日記』等の注釈の部分的修正―

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2017-12-18
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 中島, 和歌子
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00010691

四十五日の方違は大将軍神を忌むことをめぐって

――『蜻蛉日記』等の注釈の部分的修正――

中島和歌子

はじめに

平安時代の仮名文学作品にも、物忌や方忌・方違、祓など、陰陽道の要素が散見することはよく知られている。しかし、それらの注釈書の注には、修正すべき点がいくつかある。

物忌については、例えば『源氏物語』帚木巻冒頭の桐壺帝の長期の「物忌」の注で「天一神」（和名「中神」）に言及するように、原因を方角神としたり、また、暦の凶日と関係づけたりする注が見られる。物忌は、災害や怪異が、ある日（怪日）、ある場所（怪所）であった時に、六壬占を行い、その結果に基づいて、ある期間（怪日以後何十日間又は何十五日間、及び複数の節月）の暦日の五行（怪日の五行に勝つ五行）ごとに、怪所の長及び年当（占い結果の生年十二支に該当）の構成員が、予告された凶事を予防する為に、謹慎・籠居するもので、天一などのような方角神や、日の吉凶とは、無関係だった。

方忌・方違の側からも、物忌と関係づけられることがあるが、誤りである。また、祟りを避けるべき方角神として、「天一神」だけが挙げられている場合が多い。加納重文氏が夙に指摘されたように、[1]仮名作品においても、天一神に限らず、大将軍神、王相神、太白神（和名「一日めぐり」、後に「一夜めぐり」とも）や、方角神的な性格もある地神の土公神が忌まれている。[2]逆に、『源氏』などの平安中期の作品の注として、院政期以降に忌まれるようになった金神まで挙げられている場合があるが、不要である。

作品研究は、書かれていることの理解があってこそゆえ、陰陽道に限らず、漢字などの表記を含め、知識の共有をめざすべきだろう。このことが皮相的・些末的だとは思われない。

本稿では、方忌・方違のうち、四十五日間、当時の住居以外に連泊する方違を取り上げる。「四十五日の方違」「四十五日の忌違」「四十五日違」や、禁忌そのものを指す「四十五日の忌」、主に四十五日に一宿に用いられる「四十五日の忌を避く」などがあるが、すべて同じ禁忌に基づく。

これらが『蜻蛉日記』や『和泉式部日記』『落窪物語』『夜の寝覚』『栄花物語』などにも見られることは、早くから知られ

ていた。しかし、依然、知識が共有されているとは言い難い状況である。前述した物忌との混同が見られ、また、忌むべき方角神名を「王相」と明示するものが多い。いずれも誤りである。

さて注釈書以外の先行研究のうち、管見に入ったのは、次の四つである。いずれも、『蜻蛉日記』応和二年（九六一）辛酉五月の方違の解釈を含む。

A吉川理吉氏「四十五日の忌と著座の儀――釈義（二）」（『国語国文』8－9、昭和十三年九月）

B加納重文氏「方違考」（『中古文学』24、昭和五十四年十月／『平安文学の環境　後宮・俗信・地理』和泉書院、平成二十年）

Cベルナール・フランク氏『方忌みと方違え―平安時代の方角禁忌に関する研究―』（斎藤広信氏訳、岩波書店、平成元年、昭和三十三年のフランス語版の改訂増補）

D李一淑氏「四十五日忌に関する一考察――『蜻蛉日記』の記事をめぐって――」（『お茶の水女子大学人間文化研究年報』17、平成五年三月）

この中で大将軍の忌と結論されたのは、加納氏のみである。

吉川氏は、『東鑑（あずまかがみ）』の例については大将軍とされるが、『蜻蛉日記』については、同時代の『口遊（くちずさみ）』陰陽門に、「立春後、卅五日間、艮王〈震相〉。春分後、卅五日間、震王〈巽相〉。（後略）」とあることから、王相の忌と推測された。李氏は、重要な史料を指摘されているが、先行研究も検討の上、同時代で日数が共通することから、吉川氏に従い王相と結論されている。

フランク氏は、独自に調査された結果、節分方違とされた。また、十一世紀後半から十二世紀にかけての藤原宗忠『中右記』や藤原忠実『殿暦』、平安末期から鎌倉にかけての藤原兼実の『玉葉（ぎょくよう）』には定期的な「四十五日方違」が見られるが、十世紀末から十一世紀にかけての藤原道長の『御堂関白記』には無いことを指摘されている。

結論から言うと、加納氏の御指摘の通り、文学作品の例は、すべて大将軍の忌から自由になる為の方違である。拙稿でも王相としたので、[3] 訂正しておきたい。

「文学作品の例は」と限定したのは、漢文日記（古記録）などの史料には、三年単位の大将軍だけでなく、一年単位の八卦忌方（はっかいみのかた）（遊年（ゆねん）方など。年齢ごとに決まる）や金神（歳の十干ごとに決まる）を対象とする、四十五日の方忌・方違の例も見られるからである。本稿では、基本的にこれらを取り上げない。

また、吉川氏やフランク氏や李氏も指摘されていたように、「四十五日の忌」の扱いには時期的な違いがある。文学作品の解釈においても、この点に留意する必要があろう。本稿では、文学作品との関係の薄い十二世紀の実態については、概要を略述するに留める。[4]

陰陽師（おんようし）の主な職務には、占術、日時・方角禁忌の勘申、呪術・祭祀の三種類があるが、九世紀後半から十世紀にかけての陰陽道成立以後、鎌倉初期までの間に、物忌を含め占術に関しては、

あまり大きな変化は見られない（中世末期には、陰陽師が六壬式盤を使わなくなり、六壬占から易占に移行した）。祓を含む呪術・祭祀も、当初のものに、種類や用途・日数・回数などが加わっていくが、仕組みに変遷があるわけではない。

しかし方忌・方違については、まず、主に忌まれる方角神の交替があった。平安中期は、塞がる期間が短い太白・天一の例が多い。また同じ方角神でも、どの場所に忌が付くか、忌を移したり避けたりするにはどうすればよいか、つまり方違の方法に、変更があった。占術や呪術・祭祀と比べると、変化が大きいのである。その理由の一つには、フランク氏も指摘されたように、院政期には寺院や離宮など、公私に大規模造営が流行したことが挙げられるだろう。犯土・造作では、大将軍、八卦忌方、金神、王相といった長期間の方角神が忌まれる。

以下、大将軍や王相について、その周辺の用語を含めて概略を述べ、後発らしき節分方違（節分違）を先に取り上げてから、日記などの史料によって「四十五日の忌」やその方違の実態を示した上で、文学作品の該当箇所を取り上げたい。

一、大将軍神

まず、大将軍や王相等の所在の期間に関わる、「二十四気」（後に「二十四節気」と呼ばれる）のうちの「八節」、節気四つと中気四つを確認しておく。

表1　二十四気のうち八節

正月節	二月中	四月節	五月中	七月節	八月中	十月節	十一月中
立春	春分	立夏	夏至	立秋	秋分	立冬	冬至

「立春正月節」は、立春の日のみを指す場合と、「芒種正月中」までの、一気十五日間を指す場合がある。「二十四気」すべて同様である。

「節切り」の一年は、「立春正月節」から始まる。「二十四気」の各気は十五日間なので、計三百六十日となる。

「節切り」の四季、つまり「四節」は、「四立」から始まる九十日間で、各季節を「春節・夏節・秋節・冬節」と言う。また、各季節になること、つまり「四立」の「立春正月節・立夏四月節・立秋七月節・立冬十月節」になることを、「節入り」と言い、その各前日を「節分（せちぶん・せつぶん）」と言う。「立春」の前日だけではない。

「節分」は、立春の前日を指す場合が多いが、このように、「四立」の各前日、つまり「四節」の境界を指し、稀に「二月中春分・五月中夏至・八月中秋分・十一月中冬至」を加えた「八節」すべての前日も指す（後掲⑫『帥記』の王相の節分方違）。三通りあるわけである。

なお、日記におけるこれらの語の使用の有無は、記主によって偏りがあるが、意味自体に違いは無い。

次に、大将軍の所在を（後掲㉑『陰陽雑書』参照）、表形式

で示しておく。年の十二支ごとだが、その一年は、元旦（暦月の正月一日）からではなく、前述したように、立春（節月の正月一日）からである（他の八将神や、歳徳も同じ）。春節分は、年越しの日なのである。

表2　大将軍神の所在

歳の十二支	巳・午・未	申・酉・戌	亥・子・丑	寅・卯・辰
大将軍方	卯（東）	午（南）	酉（西）	子（北）
忌む範囲	寅甲卯乙辰	巳丙午丁未	申庚酉辛戌	亥壬子癸丑

大将軍は、日の干支により、本宮（その年の所在）から東・南・西・北の四方と中宮（家内）に各五日間遊行する。この方角を「大将軍遊行の方」と言う（「遊行」は、他に土公神など、本宮のあるものに用いる語である）。忌む範囲は、本宮のような二十四方位の二干三支（五辰）ではなく、真東など、その四方（正一辰）のみである。大将軍の遊行や本宮への帰還は、具注暦（宣明暦）の上段に朱字で注記されており、陰陽道成立以降、遊行方も出行・移徙（いし・わたまし）や犯土で忌まれるようになった（この期間、本宮の方角の犯土などは可能になる）。「四十五日の忌」とは直接関係しないので、本稿では取り上げない。

大将軍神自体は、大歳以下の八将神の一つで、歳徳と合せて暦の冒頭（暦序）に毎年の所在が示されており、古くから忌まれていた。日本でも、儀鳳暦時代の武蔵国国分尼寺跡付近出土の天平勝宝九年（七五七）らしき漆紙文書の具注暦断簡に遡る。

大歳や歳徳などのような一年単位ではなく、三年連続して同じ方角であり、「三年塞がり」「大塞がり」とも呼ばれた（『簾中抄』下・方違　附土忌）。

忌は、四十五日間の宿所に付き、立春の前夜の宿所に付くという考え方も生まれた（四十五日については後述する）。

つまり、節分に忌を移したい他所（当初の「旅所」）で宿す、すなわち「節分方違・節分違」を行うと、忌はその他所に付き、自らの当時の住居には付かない（但し、住居に四十五日間宿すと、そこに忌が付いてしまう）。

そこで、住居から大将軍によって塞がる方角での邸宅や堂塔などの修造・建造といった長期間の犯土や移徙が予定されている場合は、節分に方違を行い、その方角での犯土などが行えるようにした。あらかじめ、その方角の禁忌から自由になっておく予防の方違であり、翌日や近日中にどこかに行かなければならないというものではない。次が、その早い例である。

①『九暦』承平六年（九三六）丙申正月五日乙未条巳時、（許）、参レ殿（忠平）。太閤（忠平）、仰云、（中略）、又仰云、「明日（六日）、立春日也。仍今夜、汝（師輔）一条宅、欲レ違レ忌」者。謹奉レ仰畢。

藤原忠平が、次男の師輔一条第で節分方違を行った。さらに、この年は閏十一月があった為、フランク氏が指摘されたように、

十二月十六日条に、「明日立春節也」以下、師輔自身の例も見える。

また、『蜻蛉日記』下巻・天延二年（九七四）十二月の「ふる年に節分するを、『こなたに』」（三六〇頁）は、加納氏が指摘された通り、「節分方違」の為の誘いで、①に続く比較的早い例である。十二月十七日が節分だった。

『枕草子』は、二三段「すさまじきもの」の段の「方違へに行きたるにあるじせぬ所、まいて節分などは、いとすさまじ」がよく知られているが、陰陽道関係が数段続く中に、二八一段「節分違へなどして夜深く帰る、寒き事いとわりなく」から始まる段もある。なお『枕草子』は、「雲」などの天象の表現を含め『蜻蛉』の表現の影響を強く受けていた。道綱母の兄理能と、清少納言の姉が夫婦でもある。

「宿す」と言っても、他家に一泊するだけでなく、牛車に乗って外出し、車中のままや車から降り、翌日の寅の刻（あるいは「鶏鳴」、暁の「鐘声」）を待って帰宅する場合もあった。

さて節分方違は、大将軍のほか、王相、院政期以降は金神が加わり、三つの方角神が対象である。よって、特に三年ごとの巳・申・亥・寅の年の立春は、山下克明氏が指摘されたように、[6]王相や金神に加えて、大将軍神の所在が変わる日であり、前夜の節分には一斉に方違が行われた。

②『中右記』長承三年甲寅（一一三四）正月三日条

今夜節分。院（鳥羽院）、為二御方違一、渡二御近江□（大）津之辺一。乍レ立二御車一御（おはす）。上達部、被レ留（とどまらる）。殿上人許、扈従云々。女院（待賢門院璋子）、御二出雲路辺一云々。又乍レ立二御車一御云々。大殿（忠実）・関白殿（忠通）、御方違云々。三年大将軍、依レ可レ在二北方一、万人方違。

さらに、十二世紀後半以降、四十五日間の宿所（一気全宿）のみに忌が付くとされていた八卦忌方（『玉葉』建久二年〈一一九一〉二月二十四日条等）に対しても、大将軍と同様とされ、節分方違が行われるようになる（『玉葉』文治二年丙午〈一一八六〉二月十七日条等）。

鎌倉時代も公家（こうけ）で節分方違が恒例化していたことが、日記文学にも見えている。

『弁内侍日記』は、各記事末尾に和歌があるが、日付や人名等を明記する点では漢文日記に近い。方違行幸二例のうち一例は、節分方違である（もう一例は後掲㉕）。

③『弁内侍日記』寛元四年（一二四六）丙午十二月

廿一日（節分、翌二十二日立春から丁未歳）、（後深草天皇の）節分の御方違の行幸、官庁（太政官庁）へなりたりしに、ありし夜の事（大嘗会）思ひ出でられて

『とはずがたり』では、後深草院二条の人生に最も大きく影響した院が、彼女との新枕の為に里邸を訪れる方便として、方違が利用されていた。事情を解さない彼女は、節分方違行幸でもないのにと不思議がる。

④『とはずがたり』巻一・文永八年（一二七一）辛未正月

十五日の夕つ方、（院の御所に）「河崎（一条東京極）より迎へに」とて、人訪ぬ。（中略）「何事ぞ」と言へば、大納言（父久我雅忠）うち笑ひて、「いさ『今宵御方違へに御幸なるべし』と仰せらるる時に、年の初めなれば、ことさらひきつくろふなり。その御陪膳の料こそ迎へたれ」と言はるるに、「節分（前年十二月十八日）にてもなし。何の御方違へぞ」と言へば、「あら言ふかひなや」とて、皆人笑ふ。

なお春節分の方違は、「すさまじきもの」の内容からも普及がわかり、和歌の例もあるが、物語には未見である。

二、王相神

王相神は、前述したように「四十五日の忌」とは無関係だが、大将軍神との類似点があるので、見ておきたい。

『口遊』陰陽門などの記述を、表形式で示すと、次のようになる（前の三列。後の二列は、⑧等所引の『新撰陰陽書』の説）。それぞれの間は、四十五日間である。

表3　王相方

八節	立春	春分	立夏	夏至	立秋	秋分	立冬	冬至
相	震（ひがし）	巽（たつみ）	離（みなみ）	坤（ひつじさる）	兌（にし）	乾（いぬい）	坎（きた）	艮（うしとら）
王	艮	震	巽	離	坤	兌	乾	坎

王	東	南	西	北
四節	春	夏	秋	冬

王相神についても、いくつかの変遷がある。

少なくとも平安中期は、合わせて「王相方」として、四季の九十日間ごとに、四方のみが忌まれた。五行の方角に該当する。忌は、四季の節分の宿所に付く。

村上天皇との東宮御在所についてのやり取りの中で、新生皇子の外祖父師輔が、四季ごとであることを明言している。

⑤『九暦』天暦四年（九五〇）六月二十六日条

奏云、「如レ此之事（東宮御所定）、随二便宜一、可レ被レ行者也。（中略）加、以二秋三月一、王相在レ西。皇子（憲平）居所、当二宮城之東一。択二便処一（師輔の東一条第）、而三ヶ月間、加二修理一、移徙、尤宜歟」。（中略）重奏、「太上天皇遜位之後、不レ可三一日留二禁中一。而去天慶九年四月禅位之後、上皇（朱雀）、猶御二弘徽殿一、至二七月一、御二出朱雀院一。是則、依二夏三月南方王相一也。（後略）」。

但し四方は、大将軍と同じく二十三支だったことが、次からもわかる。真北や真東だけではない。北は「亥」を含み、東は「寅卯の間」を含む。次は、最終的には「方角」を検討し直し、北に含まれる「亥」と見なさず、立冬後に斎宮野宮（ののみや）入りを行うことになった。実際に九月二十七日に行われている（『小右記』）。

⑥『小右記』長和二年（一〇一三）九月十一日条

其（伊勢斎宮当子内親王の賀茂河原御禊と野宮入り行事の藤原行成）報云、「（安倍）吉平、初以二野宮一、為二亥方一。廿五日節分（立冬）以後、可レ避二王相忌一。仍、廿日・廿二日之間、可レ被レ行之由、所レ申也。然而、廿日（己酉）、御衰日（三条天皇三十八歳は卯と酉）、可レ避レ之由、有二天気一。即尋二先例一、相二定方角一。節分以後、行レ禊、已有二其数一。廿七日（丙辰）、最吉也。令レ成二勘文一、奏聞既畢」者。

次の記事では、記主実資が行願寺で造っている「小塔」を、大将軍が「南方」になる翌年に寺から「南方」の念誦堂に移すことができる、道長が小南第に安置している「阿弥陀仏」も、道長自身が立春前に二条第に移れば、翌春三月に東隣「寅卯の間」にある新御堂に移すことができると、吉平が述べている。

⑦『小右記』寛仁三年（一〇一九）己未十二月四日条

吉平来、談二雑事一。「於二行願寺一、令レ造二小塔一。其功、未レ了。明年、可レ奉レ迎二念誦堂一。自二行願寺一、可レ当二南方一。自二明春一（寛仁四年庚申正月四日立春）、南方者、大将軍方也。若奉二安置一可レ忌乎否」。吉平云、「従二我住処一、可レ忌二大将軍方一。奉レ移レ塔之方、更不レ可レ忌也。只自二我居一、可レ忌二南方一也」者。又云、「入道殿（道長）、奉レ造二丈六阿弥陀仏九体一、暫安二置小南一、明年三月、可レ被三安二置新造堂一（阿弥陀堂、後の法成寺、小南第の東隣）。従二小南一、寅卯間、是王相方也。然而不レ可レ忌之由、申了。但、御自身（道長）者、今月晦比、渡二給二条殿一（二条北・東洞院西、堂はほぼ東北）、以二新造御堂一、充二吉方一。依レ無二仏忌一。只可レ有二我忌一之故」者。

忌む範囲だけでなく、太線部の「我が住処より、大将軍の方を忌むべし」にも、留意しておきたい。後半で、王相についても、同様とされている。

なお、文学作品には、神名は見えず、年単位の忌であることを示す例も少ないが（㉜や『蜻蛉日記』下巻・天禄三年〈九七二〉三月十八日条）、節分方違や四十五日の方違の例は散見するので、大将軍を忌む例は、実は少なくない。

しかし王相は、『蜻蛉日記』にもそれらしき例は無い。概して、用例が少ないようである。わずかな例の一つ『源氏物語』宿木巻「夏にならば、三条宮ふたがる方になりぬべしと定めて、四月の朔日ごろ、節分とかいふことまだしき前に渡したてまつりたまふ」（⑸四八〇頁）では、薫が正妻女二の宮を、立夏の前に移徙させた。これは方違ではない。

また、『狭衣物語』巻一では、「九月」に「西」で「井」を掘ること（犯土）が「五、六日」かかるので、妊娠中の姫君に乳母が「土公」の祟りを説き、他所に移る「土忌」を勧める。「西」を「大忌の方」と呼んでいるので、王相だけでなく、大将軍も含むのであろうか。

これらの物語の例も、「夏」「西」といった四季・四方を取り上げている。

しかし、十一世紀中、院政期までに、「王相」の名はそのままで、王方・相方がそれぞれ忌まれるようになった。四方以外に、四角（四隅・四維）が忌まれる例（『水左記』承暦元年〈一〇七七〉十一月二十一日条「自二来廿八日〈立春〉一、艮王相方也」等）や、「四立」だけでなく「八節」すべての節分方違の例が見られるようになる。

次は後代の故実書だが、要点が揃っているので挙げておく。

⑧『拾芥抄』下・方角部第三十三・方角禁忌事

凡、王相方、有二二説一。所謂五行王相、八卦王相、是也。近代、所レ忌、一方・一角也。『新撰陰陽書』云、「春東主、夏南主、秋西主、冬北主」云々。又云、「立春以後四十五日、艮王・東相。春分以後四十五日、東王・巽相。是八卦法也。三方、以レ之、可レ知レ之」。或人云、「王相方忌事、如二『新撰陰陽書』説一。東王瓜（ママ）ト云ハ、二十三支也。如二大将軍方一、可レ忌レ之也。王相方、能能（よくよく）可二慎忌事也。其咎、及二子細一」云云。依（よりて）、重（おもく）可レ用二此説一。

さて、王相のみを対象とする、春以外の季節の節分方違・節分違の例としては、次が早い。前掲①の忠平の例よりは下る。これは記主師輔自身が行った。

⑨『九暦』天徳四年（九六〇）四月三日条

向二法性寺宿房一、違二節分忌一〈明日、入二夏節一歟〉。

院政期には、増田繁夫氏が『中右記』の例を指摘されたように、[7] 夏や秋の例が多数見える。犯土の増加が一員であろう。なお『中右記』には、冬の例も散見する。

⑩『後二条師通記』永長元年（一〇九六）四月条

六日、乙丑。雨降。為二夏節分一、向二備中守（源）政長朝臣八条宅一。七日、丙寅。晴。帰二二条一。依レ塞二北方一（太白）、又向二八条一云々。

⑪『中右記』嘉承元年（一一〇六）十月二日条

冬節分夜也。為レ違二方忌一、参二宿一条殿一（師通前室の藤原全子）。暁更、帰レ家。

さらに、「十一月中冬至」の例も、増田氏が指摘されている。王相が、四季の九十日単位から、四十五日単位と理解されており、「八節」すべての前日の宿所に付くとされたことが、ここからもわかる（但し、まだ節分から起算した、大将軍は四十五日、王相は十五日ごとに、定期的に一宿することにはなっていない）。

⑫『帥記』永保元年（一〇八一）十一月十三日条

入夜、帰洛之次、若州相共南（向）下自二室町一東、自二大君町一北小屋上〈若州侍、所レ借宅也〉、夜宿。為レ違二節分一也。

三、四十五日間の方違、四十五日に一宿の方違

さて大将軍は、立春前夜の宿所のほかに、四十五日間連泊した場所にも付くと考えられていたことが、次からわかる。この年、九月二十三日に、平安京遷都以後、初めて内裏が焼亡し、村上天皇は「職御（しき）曹司」に避難していたが、「冷泉院」に「遷御」

（移徙）することになった。しかし、職からは冷泉院が「大将軍の方」（南）に当たることが問題になり、二十二日、陰陽師賀茂保憲（やすのり）・秦具瞻（ともみ）・文道光を召して諮問し、三人の回答を、蔵人頭の源延光が天皇に取り次いだ。二十三日条で述べられているのが、前日に陰陽師達に奉らせることになった「勘文」の内容であろう。

⑬『村上天皇御記』天徳四年庚申十月条

廿二日、延光朝臣、申云、「依レ仰、召二保憲・具瞻・道光等一。問下自二職御曹司一、指二冷泉院一、可レ当二大将軍方一、不レ満二四十五日一遷御、猶可レ忌否事上。保憲申、『不レ可レ忌』。依三大将軍為二年忌一也。具瞻・道光等申、『可レ忌』。須下当日御二他所一、以二彼院一当二吉方一遷御上之由」。仰レ各、令レ進二勘文（かんもん）一。（後略）

廿三日、延光朝臣申、「保憲申云、『遷二御職御曹司一之後、不レ満二卅五日一。依三御忌猶留二内裏一也』云々。道光申云、『御忌、可レ随レ身。然則、自レ此（職御曹司）、指二彼院一、可レ当二大将軍一』云々。有レ定」。猶因レ可レ移二彼院一、宜レ令四勘二申可二出門一〈廿六日〉。

結局、保憲の「大将軍の方」は内裏を基点とするので職御曹司から南にある冷泉院への移御は問題が無いとの主張が通り、十一月四日庚子に冷泉院行幸があった。この行幸は、概して慎重に行われている。

また、内裏から冷泉院は、四維の「巽」に当たる。大将軍が南の場合、東南が含まれないことを天皇が保憲らに確認していたことが、次からわかる。

⑭『陰陽略書』一、諸神禁忌法・大将軍方

『天暦御記』云、「天徳四年九月二十三日夜、内裏、焼已。仍移二御職曹司一。召二天文博士保憲等一、令下定二申遷二御冷泉院一、自二内裏一、当二御忌方一否事上。保憲等、申云、「依二一方分法一、計レ之。件院、当二巽方一也。今年大将軍、在レ午、可レ領レ南。即、巳丙午丁未、五辰。至二巽方一、是維（四維）地。不レ可レ忌レ之」。

さて、前掲⑬の太線部の保憲が忌まないとした理由は、「職御曹司に遷御の後、四十五日に満たず。依りて、御忌、猶ほ内裏に留まるなり」というものである。逆に言うと、四十五日間宿していれば、忌はそこに移るのである。

四十五日間の方違は、普段の住居から他所に忌を移したい時に行った。次が、明記の初見とされる（但しこれも四十五日に一度の例であろうか）。前掲①の忠平の節分方違よりも早い。卯・辰の年は、大将軍は北である。

⑮『貞信公記』延喜十九年（九一九）己卯条／二十年庚辰条

十二月（大の月）廿三日（丙辰）、今夜宿二宮（東宮保明親王）別納一。為レ避レ忌也。女房（源頎子）、参レ宮。／正月廿七日、下除目議、始。宿二東宮一。卅日、下除目。寅二剋（ヒノヒ）、帰二五条一。二月一日、今月六日、居二此家一、可レ満二卅五日一。

なお節分は、延喜二十年正月九日だが、ここでは無関係である。この後も、四十五日間の方違は、移徙吉日（丙辰・丁丑等）を選び、節分とは無関係に行われた。十二世紀以降も同様である。

上流階級の女性の例もあった。

⑯『本朝世紀』正暦四年（九九三）癸巳八月二十二日丁丑条

／十月一日乙卯条

今日、酉二剋、大皇太后宮（昌子内親王）、卅（ママ）五日御方違。散位源相方朝臣第、有二行啓之事一。諸卿、供奉。／今日、亥剋、太皇太后宮、自二前備後守源相方朝臣二条宅一、還二本宮一。大外記滋野善言（よしとき）、承二宣旨一、召二仰供奉諸司一。

この例も、「卅」は「冊」の間違いと考えられているが、八月大、九月小で、三十八日間の宿泊であり、疑問が残る。

さて、四十五日間の方違は、積極的にその場所に忌を付ける為のものだったが、「四十五日の忌」によって他所に一宿する方違は、居所に四十五日間連泊して忌が付くのを防ぐ為のものである。『貞信公記』天慶元年（九三八）十二月一日条「満二卅（ママ）五日一、今夜宿二南厩一、為レ避レ忌」や、次の例が早い。東宮（師貞親王、後の花山天皇、時に八歳）は、この年（大将軍は西）の七月十三日癸未に、左近衛府から西方の凝華舎に移御したが（『日本紀略』）、九月にはまた戻ったようである。

⑰『日本紀略』天延三年（九七五）乙亥十一月五日癸酉条／六日甲戌条

皇太子、自二左近衛府一、遷二御官朝所（あいたんどころ）一。為レ避二卅五日忌一也。／帰二御左近衛府一。

『小右記』には、実資女の例が見える。

⑱『小右記』寛和元年（九八五）乙酉六月二十一日甲午条

今夜、度（わたす）二小児於（源）遠業朝臣宅一。為レ令レ違二四十五日方一。暁更、帰来。

⑲『小右記』永延元年（九八七）丁亥正月四日丁卯条

度二小児於高行宅一、令レ違二四十五日忌一。

但し、次の内裏焼亡当日の記事は、公家の例である。

⑳『小右記』長和三年（一〇一四）甲寅二月九日乙丑条

明日（丙寅）、天一、可在二南方一。夜中、（三条天皇）幸二太政官朝所一。（中略）中宮（妍子）・東宮（敦成）、移二御朝所東舎一。諸卿、参入。相府北方（源倫子）、乗二手輦一、参二入両宮一。（中略）先レ是、左府（道長）、問二御在所於（賀茂）光栄・吉平等一。申云、「暫（しばらく）御二太政官一、移二御東方一（枇杷殿等）、尤吉。縦、御二太政官一、雖レ令レ過二冊五日一、移二御東方一、被レ始レ行二造営事一、可レ無二其忌一」〈大将軍、在二此方一（北）。仍、所レ被二尋問一耳〉。

波線部に、「縦ひ、太政官に御し、四十五日を過ごさしむると雖も、東方に移御し、（内裏の）造営の事を行ひ始めらるる、其の忌無かるべし」とあるが、忌は太政官に付き、内裏は北方に当たるのではないのだろうか。東方でさらに四十五日過ぎてからということなのであろう。

さて、一部未詳の点があるが、十世紀から十一世紀には、住居（本所）に大将軍の忌が付かないように、つまり、塞がっている方角への移徙や、塞がっている方角での犯土などが行えるように、他所（旅所）に最低四十五日間連泊するか、あらかじめ春節分に他所（旅所）で一泊するかをして、そこに忌を付けた。但し、忌を他所に移しておいても、住居（本所）に四十五日間連泊すると忌が付くので、それを避ける為には、四十五日に満たないうちに、他所（旅所）で少なくとも一泊する必要があった。この場合は、節分の一泊とは異なり、そこに忌が付けられるわけではない。但し、そこが節分方違をした場所なら、忌は引き続きそこに付いていることになる。

なお他所は、家司など下位の者の家宅もあるが、複数の邸第を持つ貴顕は、日常的な住居と、方違や土忌、「所避りたる物忌」（怪所を離れて行う、より厳重な物忌）などで一時的に使う邸第を、使い分けていた。

しかし、十二世紀になると、住居を便宜的に「旅所」と呼び、節分に一泊する他所を「本所」と呼ぶようになる。

そして、立春後、四十五日ごとに定期的に「本所」に一泊すれば、忌が「本所」に付き、「旅所」に付くことは無い、という仕組みが作られた。なお「本所」以外に忌を付ける為には、依然、四十五日間連泊する必要があった（『玉葉』承安三年〈一一七三〉四月八日条）。

このような変化は、『中右記』等の日記のほかに、康和二年（一一〇〇）頃に成立した賀茂家栄の編著にも見えている。

㉑『陰陽雑書』第九、方角禁忌・大将軍方

『暦例』云、「大将軍、太白（金星）之精。（中略）常行二四仲一、以二正四方一、三歳一移。百事、不レ可レ犯」云云。『尚書暦』云、「移徙・嫁娶・喪送・作屋・起土、不レ可三触二犯之一、大凶」。

今案、在レ卯者、寅・甲・卯・乙・辰等方、同不レ可レ犯レ之。在二午・酉・子一之年、可レ據レ之。又件方修理事、遊二行他方一之間、不レ謂二大小一、行レ之、無レ忌。（中略。大将軍遊行方）

同方違事、住二本所一之人、毎夜、違レ之。

今案、本所者、自領之宅（地券を借り受けた他所を含む）也。仮令、大将軍、移レ東之年、立春前夜、違レ方之後、毎夜、可レ違レ之（「本所」には節分の一宿後は宿さない）。若、雖二一夜一、不レ可レ宿二本所一。宿者、甚以大凶。又居二旅宿所一之人、不レ満二四十五日一、違レ之。旅宿所者、他人之宅（「旅所」。実際は日常的な住居、本宅だが、便宜的に仮住まい扱いをする）也。立春前夜、違レ方之後、毎レ至二四十五日一、如二立春夜一、可レ違レ之（「本所」に一泊する）。（後略）

この後、十二世紀末には、節分に限らずいつでも「本所」とすることができ、そこには一宿で忌が付くと陰陽師らが述べるようになる（前掲『玉葉』。実践は文治元年〈一一八五〉十二月十七日・十八日条等）。

四、十五日方違、十五日に一宿の方違

十一世紀中に、王相は「十五日」間の宿所に忌が留まると考えられるようになり（『陰陽略書』一、諸禁忌法・王相方所引の永保三年〈一〇八三〉賀茂道家の勘文）、最低十五日間、他所に宿す方違が生まれた。

㉒『簾中抄』下・方違 附土忌

王相方〈三月めぐりといふ〉春三月、東ふたがる。立春〈正月節〉艮王・震相。（中略）冬至〈十一月中〉坎王・艮相。

これも、大将軍のいみのごとし。方違は、人の家にて十五日をたがふべし。我家の本所には、一夜もとゞまらず。

王相も、節分方違や十五日間の方違を行って、忌を自邸から他所に移しておいても、その後、十五日間続けて宿すと、自邸に忌が付いてしまうので、それを避ける為に、十五日のうちに、他所に少なくとも一宿した。前掲㉑の続きも引いておく。

㉓『中右記』元永元年（一一一八）五月十九日条

夕方、為レ違二十五日一、行二向鳥羽邦宗宿所一。

㉔『陰陽雑書』第九、方角禁忌・王相方

立春艮王・震相、（中略）冬至坎王・艮相。

今案、艮者、丑・寅之間也。震者、寅・甲・卯・乙・辰等方也。同不レ可レ犯レ之〈余方、准レ之〉。『新撰陰陽書』云、「修治・造作・起土、皆凶」。

同方違事、住二本所一之人、毎夜、違レ之。立春前夜、違レ方之後、毎夜、可レ違レ之。自余之節（八節）、亦以如レ此。雖二一夜一、不レ可レ宿二本宅一矣。居二旅宿所一之人、不レ満二十五日一、違レ之。

節分から十五日ごとということは、二十四気すべての前日である。

次の例は、翌四月十八日が「五月節芒種」なので、王相の十五日ごとに一宿する方違であろう。二月一日に閑院内裏が火災に遭い、内裏は冷泉富小路内裏である。

㉕『弁内侍日記』宝治三年（一二四九）三月／四月

三月廿八日、改元なり〈建長といふ〉。／（四月）十七日、御方違の行幸なり。（内裏から）今出川殿へ成る。

五、日記文学と和歌の四十五日の方違

さて次に、平安時代の文学作品の例を見ていきたい。

四十五日間他所に滞在する方違が和歌にも見えることを、増田氏が指摘されている（『和泉古典叢書　枕草子』昭和六十二年、二四三頁）。

㉖『順集』一八四

藤原の遠量（とをかず）の、御四十五日の忌違へに、家に詣で来て住む間に、正月十五日、子（ね）の日に当たる朝、粥の上に小松を置きて、付けて侍る

時しまれ今日にし会へる望粥（もちがゆ）は松の千歳に君も似よとか

源順が自宅を、藤原遠量（師輔男、忠平孫）の方違所として

提供した。貴人の四十五日方違を下位者が受け入れることは、後掲の㉛『落窪物語』、㉙『和泉式部日記』にも見える。また、長期間ゆえ、「住む」の語が用いられているのは、『蜻蛉日記』の二例目㉘の「住み所」と同じである。㉝『夜の寝覚』にも見える。

なお、望月の「正月十五日」は、『土佐日記』や『枕草子』でも知られるように、小豆等の「粥」を食する「望粥」の節供である（七日の節供は七草の羹で、粥ではない）。また正月の「子の日」は、初子以外でも、「小松」を引き、「千歳」の長寿を祈った。正月十五日が子の日に当たったのは、朱雀朝以降では、天慶七年（九四四）戊子、同八年壬子、天禄二年（九七一）壬子、天延二年（九七四）甲子、同三年戊子、貞元二年（九七七）丙子、天元元年（九七八）庚子である。㉖の次が「天徳四年（九六〇）内裏歌合の歌」なので、それより前なら天慶七・八年だが、朱雀朝になってしまう。

さて、やはり『蜻蛉日記』の二例が、散文では早い。共に兼家ではなく、作者自身の例である。男性貴族の場合は、宮中に宿直したり、他の女性の元に泊ったりしたので、四十五日間連続で同じ場所（自宅）に宿泊することが稀だったのだろう。この忌については、前章で見た史料の例で、女性や子供が多い所以である。また、上中流階級でなければ、知識も余裕も、そして長期の犯土などを行う必要も無いので、方違は行わない。

一例目は、壬戌で大将軍が南の年の五月二十日過ぎから七月六日まで、約四十日間、父倫寧邸で過ごし、その後、七月十五、六日までの約十日間、般若寺で過ごした（五月は大の月、六月は小）。倫寧邸滞在が四十五日に満たなければ、そこに忌は付いていないが、ともかく自邸で四十五日間続けて宿泊して「四十五日の忌」が付くことを避けた。これによって自邸から南は、大将軍方にならない。

㉗『蜻蛉日記』上巻・応和二年（九六二）壬戌五月から七月（一二三頁／一二五－一二六頁）

そのころ五月二十日余日ばかりより、四十五日の忌たがへむとて、あがたありきのところに渡りたるに、宮（章明親王）ただ垣を隔つるところに渡りたまひてあるに、六月ばかりにかけて、雨いたう降りたるに、誰も降りこめられたるなるべし、こなたは、あやしきところなれば／かかるほどに、祓（夏越）もほども過ぎぬらむ、七夕は明日ばかりと思ふ。忌も四十日ばかりになりにたり。（私は）日ごろなやましうて、咳などいたうせらるるを、もののけにやあらむ、加持もこころみむ、せばどころ（倫寧邸）のわりなく暑きころなるを、例もものする山寺（鳴滝の般若寺）へ登る。十五六日になりぬれば、盆などするほどになりにけり。（中略）さてここちもことなることなくて、忌も過ぎぬれば、（寺から）京に出でぬ。

もう一例は、辛未で大将軍が東の年、三月下旬から五月上旬まで、また父倫寧邸に長期滞在した。「四十五日」の語が無い

ので、「忌」の語や期間から、『新編全集』の頭注の通り、四十五日の方違と考えられる。忌は確かに倫寧邸に付いた。その後、自邸に帰ったが、夫兼家は、自らの物忌中に、まだ作者が倫寧邸に滞在中だと思っているような手紙を門の下から出して寄越した。

㉘『蜻蛉日記』中巻・天禄二年（九七一）辛未三月から六月（二二一頁／二二四－二二五頁）

いまは三月つごもりになりにけり。いとつれづれなるを、忌もたがへがてら、しばしほかにと思ひて、あがたありきのところ（倫寧邸）に渡る。／（端午も過ぎ）かくて忌果てぬれば、例のところ（自邸）に渡りて、ましていとつれづれにてあり。（中略。兼家に前渡りをされる）六月ついたちの日、「御物忌なれど、御門の下よりも」とて、文あり。あやしくめづらかなりと思ひて見れば、「忌はいまはも過ぎぬらむを、いつまで（父邸に）あるべきにか。住み所、いと便なかめりしかば、えものせず。物詣では穢らひいできて、とどまりぬ」などぞある。ここにと、いままで聞かぬやうあらじと思ふに

「忌もたがへがてら」という箇所に、予防としての方違ゆえの余裕が感じられる。出かける前日又は数日前の必須の方違とは異なった。

『和泉式部日記』にも、癸卯で大将軍が北の年の、帥の宮敦道親王の四十五日間の方違が見える。宮は大宰の帥（長官）だが、親王が任ぜられる名誉職で、勤務はしない。なお、この直前が、女の「物忌」である。

㉙『和泉式部日記』長保五年（一〇〇三）癸卯（六七－六八頁）

（和歌の贈答後、宮は）その日も暮れにおはしまして、こなたのふたがれば、（私を）忍びてゐておはします。このごろは四十五日の忌たがへせさせたまふとて、御いとこの三位（道兼男の兼隆）の家におはします。例ならぬ所にさへあれば、「見苦し」と聞こゆれど、しひてゐておはしまし、御車ながら人も見ぬ車宿に引き立てて、（宮は邸内に）入らせたまひぬれば、おそろしく思ふ。人しづまりてぞおはしまして、御車にたてまつりて（お乗りになって）、よろづのことのたまはせ契る。（中略）明けぬれば、やがて（家に）ゐておはしまして、人の起きぬさきにといそぎ（三位邸に）帰らせたまひて、つとめて（明るくなってから）

寝ぬる夜の寝覚の夢にならひてぞふしみ（伏見・臥し見）の里を今朝は起きける

宮は、女の家の方角が塞がっていたので泊ることはできず、また、自らの四十五日間の方違中なので、三位兼隆邸に宿泊しなくてはならなかった。この夜、女と過ごす為には、彼女を牛車で連れ出すしかなったのである。そして、三位邸の車宿に止めた牛車の中で、朝を迎えた。

以上は、虚構ではない例である。もう一例、和歌の例を挙げ

ておく。成尋阿闍梨母は、源俊賢女である。

㉚『成尋阿闍梨母集』一五一・延久五年（一〇七三）癸丑

「言ふにも余る」と昔の人の言ひける、虚言にはあらざりけり、とぞ思ひ知らるる。より長らへんわざにはあらで、死なむ折は思ひ出でて。この方の塞がりたるほど、律師（成尋の兄）、四十五日の方違に、三月十四日、罷りたるに、躑躅のいみじう咲きたるを、幼き者どもの取り寄せて、これかれと持て来て見すれば

拝まねど花盛りなる山寺に躑躅見てき（慎みてき）と人に語らん

なお『講談社学術文庫』（宮崎荘平氏、昭和五十四年）の「四十五日の方違へ」の注は、次の通りである。破線部は省くべきだが、「王相」ではなく、「大将軍」と正しく明記されている点が注目される。

大将軍の方角（陰陽道でいう八将神の一つである大将軍の遊行する方角）を避けて、四十五日間、他家に宿泊する当時の慣習。四十五日の方違をしたのは律師で、作者は律師の方違え先に方違えしたのである。〈中略〉その方違え先は、あとの歌から、「山寺」であったことがわかるが、さらにそのあとに、「仁和寺より帰りて」とあることからすると、仁和寺近辺の山寺で、仁和寺と呼んでもよいような所であったかと思われる。

六、物語の四十五日の方違

作り物語にも、女性達の例が見られる。物語作者が用い、読者が納得するほど、貴族女性達に普及していたのである。

『落窪物語』では、侍女のあこぎが、生活不如意な落窪の姫君の結婚三日夜の為の調度品の借用や餅・果物の用意を、手紙で和泉守の正妻である自らのおばに頼む際、高貴な女性の四十五日方違による長期滞在を口実としていた。『新編全集』の頭注には、二箇所に「天一神」が挙げられているが、大将軍神である。

㉛『落窪物語』巻一（五〇－五一頁／五五頁）

恥づかしき人の、方違に曹司にものしたまふべきに、几帳一つ。／いとうれしう。聞こえさせたりし物を、賜はせたりしなむ、よろこびきこえさする。また〈あやし〉とは、思さるべけれど、今宵餅なむ、いとあやしきさまにて、用侍る。取り交ずべきくだ物など侍りぬべくは、少し賜はせよ。〈まらうとなむ、しばし〉と思ひはべりしを、四十五日の方違ふるになむ侍りける。されば、この物どもはしばし侍る（しばらく必要になる）べきを、いかがか。盥、半挿の清げならむを、しばし賜はらむ。

この方違は、全く実体が無いが、実際の四十五日方違を迎える側の用意が具体的にわかる。

『源氏物語』にも、登場人物達が、四十五日間ではないが、

「方違」にかこつけて女性の家を訪れたり、実態の無い物忌を口実に人払いをしたりする例が散見すること、それらの先例が『落窪』にあることを、夙に重松信弘氏[8]や加納氏らが指摘されている。

また、「四十五日」との明記は無いが、夕顔が行っていた方違は、原因が大将軍であることからも期間の長さからも、四十五日間の方違とわかる。

㉜『源氏物語』夕顔巻（⑴一四三頁／一八六頁）

「いと忍びて、五月のころほひよりものしたまふ人なんあるべけれど（後略）」／（右近が源氏に）「（夕顔は、頭の中将の正妻の右大臣家に脅されて）西の京に御乳母住みはべる所になん這ひ隠れたまへりし。それもいと見苦しきに住みわびたまひて、山里に移ろひなんと思したりしを、今年よりは塞がりける方（大将軍）にはべりければ、違ふとて、あやしき所（五条の小家）にものしたまひしを見あらはされたてまつりぬることと思し嘆くめりし。（後略）」

知られるように、この方違中に、隣家の乳母を見舞った源氏との関係が生じる。

『寝覚物語』の「四十五日違へ」は、但馬守女（母親は対の君の姉）が、結婚・移徙に備えて、「僧都」（対の君らの兄）の九条家で行った。同じ時期に同所で、太政大臣家の中の君（寝覚の君）も、怪異占の結果による「所さりて忌み給ふべき」物忌を行ったので、男君は相手を中流階級の女だと誤解してしまう。『源氏』の帚木巻や夕顔巻を踏まえているが、他所での「物忌」との組み合せや、「四十五日違へ」を明記した点が新しい。しかも、『源氏』の帚木三帖と異なり、物語の主題に繋がる、冒頭の最も重要な主人公の男女の出会いに用いた。

㉝『寝覚物語』巻一（二三頁／二五－二七頁）

七月一日、いとおどろおどろしきもののさとし（怪異）したり。（太政大臣は）おぼしおどろきて、物問はせ（怪異占）たまへば、「中の姫君の御年あたりて（年当）、重くつつしみたまふべし（病事物忌）」となむ、あまたの陰陽師かんがへ申したり。／法性寺の僧都、九条にいとをかしき所領ずるを、ときどき、心やすき所にてぞ、対の君（中の君の母方の従姉で世話役）まかでなどしける。殿のいそぎ（姉の大い君の結婚準備）、近うなりわたれば、いともの騒がしう、おほかたなれば、かたき御物忌にて悪しかるべければ、所さりて忌みたまふべきなれば、「そこ（九条家）にて」とて、対の君ばかりを添へて、いといみじく忍びて。この夏、但馬守の女、婿取りせむとてかしづくも、あたらしき所に渡すべきも、方のふたがりければ、四十五日違へに、そこにぞあらせける。（中略）（中の君の）御物忌は十七日なりければ、これ（但馬守女と中の君の二人で月を眺めたこと）は十六日の夜なり。（中略。この十六日、東隣に乳母を見舞いに来た姉大い君の婚約者の中納言が、中の君・但馬守女・対の君の三人の合奏を聞き、乳母子の行頼に誰

なのかたずねると）「法性寺の僧都の領する所には、この六月より、今の但馬守時明の朝臣の女なん、渡りて住みさぶらふなり。月明き夜は、かくこそ遊びさぶらへ」ときこゆれば

但馬守女は、中流階級の女性である。道綱母もそうだが、夫は摂関家だった。後期物語になると、陰陽道の重みが増すと共に、四十五日方違を行う階層の広がりも反映されている。

さて、談話集・説話集・軍記物語では未見だが、後期物語と同じ頃に成立した歴史物語の『栄花物語』の例が、知られている。従兄の実資の『小右記』でも確認できるように（万寿二年〈一〇二五〉十二月八日条・十九日条）、公任は、万寿三年丙寅、大将軍が北に移る年に北山の長谷（ながたに）寺に堂を建立する為に、前年の十二月十九日丁卯（移徙吉日）から二月まで四十五日以上滞在して忌を移すと告げて、北山に移った。その間の正月四日に出家している。この例は、立春（正月十日）を跨いでいることが注目される。

㉞『栄花物語』ころものたま（(3)四二－四三頁／四八頁）

（公任は）「長谷に堂建てんと思ふに、北に当りたれば、いと恐ろしければ、かの寺に年のうちに行きて、四十五日そこにて過ぐして、来年の二月ばかりになん（寺から）京に出づべき」などいふことをのたまはせつつ（中略）かくて長谷の出立をせさせたまふとて（中略）十二月の十六日のほどなりけり。／かくて女房などにも、「来年二月十日ほどには出でぬべし。そのほど心細しと思はであるばかりぞ」（中略）十二月の十九日にぞ、長谷へ入らせたまへば

なお『栄花』正編の方違は、この前にもう一例あり（後くゐの大将(2)三九二頁・万寿元年二月二十二日己酉の道長の方違）、続編にも三例ある（暮まつほし(3)二九七－二九八頁、根あはせ(3)三四七頁、松のしづゑ(3)四四六頁）。続編には、日時勘申の例は無いが、陰陽道の要素が少ないわけではない。

おわりに

以上、主に大将軍の禁忌による四十五日間の方違の例を見てきた。女性の例も少なくない（⑯㉗㉘㉛㉜㉝）のは、自宅に四十五日以上滞在することが多かった為と考えられる。

しかし、そのような立場にあり、公的活動などはしていなくとも、他所に四十五日間宿泊して忌を移したり、四十五日未満で他所に一泊して自宅（当初の本所）に忌が付かないようにしたりしたのは、移徙や犯土を行う必要があったからである。方違自体、ある程度の地位を示すもので、節分方違は貴族層に普及していたが、この四十五日の忌の方違を行う層は、少なくとも平安中期においては、さらに限られていたようである。

そうだとすれば、「下の品」の女のイメージが強い夕顔も、そのイメージを登場人物にも読者にも与えた五条小家への方違こそが、「三位中将」(1)一八五頁）の娘らしさを表わすことになる。読み方への影響の可能性の一例として、挙げておきたい。

注

1　加納重文氏「方忌考」（『秋田大学教育学部研究紀要』昭和四十八年二月／『平安文学の環境　後宮・俗信・地理』）。

2　他に、『紫式部日記』に見える、彰子が寛弘五年（一〇〇八）九月十一日戊辰の敦成出産の際に、土御門の寝殿の母屋から北廂に移ったのは、『新潮日本古典集成』（山本利達氏、昭和五十五年）の指摘の通り、日遊（にちゆう）神を避けたものである。『御堂関白記』自筆本の同日の暦注に、「日遊在内」と明記されている。

3　拙稿「物忌（かたたがへ）」（糸井通浩・神尾暢子両氏編『王朝物語のしぐさとことば』清水堂出版、平成二十年）。

4　前掲や後掲の先行研究の他に、岡本充弘氏「院政期における方違」（村山修一氏他編、『陰陽道叢書　1古代』名著出版、平成三年）、細井浩志氏『日本史を学ぶための〈古代の暦〉入門』（吉川弘文館、平成二十六年）を参照した。

5　本文の引用は、散文の文学作品は、『新編枕草子』（おうふう）以外、すべて小学館『新編日本古典文学全集』に拠るが、改行は省く。ルビは解釈に影響する部分のみ挙げる。漢数字は頁数、『新編全集』の二冊目以降に所収の巻は、(2)などで何冊目であるかを示す。和歌は、『新編国歌大観』に拠り、漢字・仮名を当てた。

陰陽道書は『日本陰陽道書の研究』（中村璋八氏、汲古書院、昭和六十年、増補平成十二年）、日記は『大日本古記録』、それに無いものは『増補史料大成』、『日本三代実録』『日本紀略』『本朝世紀』は『新訂増補国史大系』、『拾芥抄』は『改訂増補故実叢書』、『簾中抄』は『改訂史籍集覧』による。漢文の句読点・返り点や『　』「　」は、すべて私意により付した。〈　〉は割注で、傍線類と（　）は引用者に拠る。

6　山下克明氏『平安時代の宗教文化と陰陽道』（岩田書院、平成八年）他。同氏の近刊『日記で読む日本史2　平安貴族社会と具注暦』（臨川書店、平成二十九年）は、日時・方角禁忌を中心に、一般向けによりわかりやすく書かれており、注4の細井氏の著書と共に、平安文化や貴族らの生活などを理解する為の必読文献と言える。

7　増田繁夫氏「節分・節分方違」（『日本古典評釈・全注釈叢書　月報30　枕冊子全注釈　四』昭和五十八年三月）。

8　重松信弘氏『源氏物語の思想』（風間書房、昭和四十六年）。